

令和3年度

施策評価表(令和2年度の実績評価)

記入年月日
令和 3 年 6 月 1 日

施策No.	政策名	安全安心な暮らしのまちづくり	主管課	生活環境課	主管課長名	佐谷 智
3-2	施策名	防犯・消費生活対策の推進	関係課	学校教育課、生涯学習課、都市整備課		

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象		対象指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	市民	①桜川市人口	人	見込値	41,278	41,008	40,738	40,467	40,197	
				実績値	41,278	40,483	39,692	38,905		
				見込値						
				実績値						
				見込値						
				実績値						
	施策の意図		成果指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	犯罪被害や消費者被害にあわない体制が整っている。	①市内の犯罪発生件数(1～12月)	件	目標値	355	350	345	340	335	
				実績値	303	243	254	227		
		②犯罪に不安を感じている市民の割合	%	目標値	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	
				実績値	49.4	51.7	55.8	49.3		
		③地域における自主的な防犯団体数	団体	目標値	23	25	28	30	32	
				実績値	20	21	22	22		
		④消費生活センターへの相談件数	件	目標値	150	150	150	150	150	
				実績値	222	240	185	154		
				目標値						
				実績値						
成果指標設定の考え方		○『犯罪被害にあわないようにする』に対する成果指標は、③「地域における自主的な防犯団体」が増えていくことで、①「市内の犯罪発生件数」や、②「犯罪に不安を感じている市民の割合」が減ると思われる。 ○『消費者被害にあわないようにする』に対する成果指標は、情報提供や被害防止啓発活動の強化、相談体制の充実によって④「消費生活センターへの相談件数」が最小限に抑えられることとする。これにより消費者被害が減少することを成果とする。								
成果指標の把握方法と算定式等		○①市内の犯罪発生件数(1～12月)は、桜川警察署調べ(警察署ホームページ)より求める。②犯罪に不安を感じている市民の割合は、市民アンケートより求める。③地域における自主的な防犯団体数、④消費生活センターへの相談件数は、生活環境課データより求める。								

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)			
実績比較	☐ 成果がかなり向上した	☒ 成果がどちらかといえば向上した	☐ 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	☐ 成果がどちらかといえば低下した	☐ 成果がかなり低下した	
背景・要因	市内の犯罪発生件数は、令和元年度254件から令和2年度227件となり、27件減少した。 犯罪に不安を感じている市民の割合は、令和元年度55.8%から令和2年度49.3%となり、6.5%低下した。 地域における自主的な防犯団体数は、令和元年度22団体、令和2年度22団体となり、変動はなかった。 消費生活センターへの相談件数は、令和元年度185件から令和2年度154件となり、31件減少した。 向上した指標が多かったため、「成果がどちらかといえば向上した」と評価した。		
実績比較	☐ 目標値のすべてを上回った	☐ 一部の成果指標で目標値を上回った	☐ 目標値どおりの成果であった
	☒ 一部の成果指標で目標値を下回った	☐ 目標値のすべてを下回った	
背景・要因	市内の犯罪発生件数は、令和2年度の目標値340件に対し、227件となり、目標を達成できた。 犯罪に不安を感じている市民の割合は、令和2年度の目標値40.0%に対し、49.3%となり、目標を達成できなかった。 地域における自主的な防犯団体数は、令和2年度の目標値30団体に対し、22団体となり、目標を達成できなかった。 消費生活センターへの相談件数は、令和2年度の目標値150件に対し、154件となり、目標を達成できなかった。 目標値を下回った指標が多かったため、「一部の成果指標で目標値を下回った」と評価した。		

3. 施策の成果実績に対しての総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対しての総括	今後の課題・方針
令和2年度は、「防犯施設整備事業」、「消費者行政事業」を中心に事業を実施した。 防犯施設整備事業においては、犯罪抑止に繋げるために防犯灯の新規設置及び防犯カメラの設置を行った。 消費者行政事業においては、悪質商法やニセ電話詐欺被害防止のため、「くらしのかから版」を作成し、全戸配布した。また、年金支給日に金融機関での啓発活動、9月に高齢者向け、12月に若者向けに啓発活動を行い被害防止に努めた。	市民が犯罪被害に遭わず安心して生活できるよう、防犯体制の充実、効果的な防犯活動、積極的な情報発信を行っていく必要がある。 消費生活センター相談体制の充実と、正しい消費知識の習得や消費生活に関するトラブルを防止するための意識啓発の取組みとして、市民に対して啓発活動や社会福祉協議会へ出向き、高齢者向きの出前講座等の実施や「くらしのかから版」市独自のリフレットにおいて、情報発信を随時実施する必要がある。